



皆野町けんこう大使 み～な

知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

医療機関などの適正受診にご協力ください

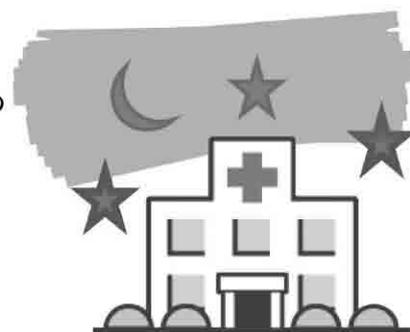
病気やけがをしたときは国保の保険証等を提示し、受診後に医療費の自己負担分を支払います。自己負担分は医療費の一部(1～3割)で、残りの医療費(7～9割)は町が支払います。

医療機関へ支払う財源は、皆さんが納める国民健康保険税や国などからの補助金などで賄われています。医療機関のかかり方を見直すことで医療費を減らすことができます。

○同じ治療でも診療時間によって医療費が高くなります!

休日や夜間に開いている医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。緊急時などやむを得ない場合以外は、受診時間に気を付けましょう。

休日や夜間の急な病気で心配な時は、まず電話相談を



みな健康ダイヤル フリーダイヤル
0120-317-381(通話料・相談料無料)

○医療はコミュニケーションです! かかりつけ医を持ちましょう!

医師と患者の関係で一番大切なのはコミュニケーションです。

信頼できるかかりつけ医を持ち、気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

患者に合った治療計画や専門医への紹介など、適切な医療を受けることができます。



○はしご受診とセカンドオピニオンは別物! はしご受診はやめましょう!

むやみに同じ病気でたくさんの医療機関にかかるはしご受診は、重複する検査や投薬によりかえって体に悪い影響を与えてしまうなどの心配もあります。時間とお金の無駄遣いになってしまいます。医療費は3倍以上かかるといわれています。今受けている治療に不安があるときは、そのことをかかりつけ医に伝え話し合ってみましょう。

また、セカンドオピニオンは重大な病気に対し最善の治療を選択するために別の医師の意見を聞くことです。かかりつけ医に相談したうえで意見を聞きに行きましょう。

○薬のもらいすぎ・薬の飲み合わせに注意しましょう!

薬が余っているときは医師や薬剤師に相談しましょう。

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

ご不明な点は、町民生活課保険年金担当(②番の窓口)までお問合せください。

【大切なあなたを守る特定健診】 特定健診の予約はお早めに!

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232